



報道発表資料

山形労働局発表
平成30年12月25日(火)

担 当	山形労働局職業安定部
	職業対策課長 齋藤 好浩
	職業対策課長補佐 齋藤 敦
	地方障害者雇用担当官 小林 正治
	電話 023-626-6101
FAX 023-635-0581	

「平成30年 地方公共団体及び地方独立行政法人等における 障害者の任免状況、雇用状況の集計結果」について

山形労働局（局長 にわ やま よし ひろ 庭山 佳宏）では、このほど、平成30年6月1日現在の地方公共団体の「障害者任免状況」並びに地方独立行政法人等の「障害者雇用状況」の集計結果を取りまとめましたので、公表いたします。

今回の集計結果は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の規定に基づき、地方公共団体及び地方独立行政法人等に義務付けられている毎年6月1日現在の障害者の任免状況及び雇用状況の通報及び報告を集計したものです。

なお、民間企業における障害者の雇用状況については、現在、厚生労働省において集計中ではありますが、データ入力のための作業ツールの不具合により、平成31年3月末までに公表する予定です。

【集計結果の主なポイント】

〈公的機関（法定雇用率2.5%、山形県教育委員会は2.4%）〉

- 県の機関は、山形県警察本部が法定雇用率を達成。
山形県（特例認定）及び山形県教育委員会は、法定雇用率未達成。
- 市町村等の機関は、54機関中36機関（66.7%）が法定雇用率を達成。
未達成は、18機関（前年7機関）で11機関の増加となった。

〈独立行政法人等（法定雇用率2.5%）〉

- 3法人中2法人（66.7%）が法定雇用率を達成。

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率 2.5%）（P 3, P 4 参照）

山形県（特例認定）については、在職している障害者の数 72.5 人、実雇用率 1.28%、不足数 68.5 人となり法定雇用率未達成であった。

山形県警察本部については、在職している障害者の数 11.0 人、実雇用率 2.64%で法定雇用率を達成した。

【未達成機関】

山形県（特例認定）

(2) 市町村等の機関（法定雇用率 2.5%）（P 3, P 5～7 参照）

市町村等の機関に在職している障害者の数は 303.0 人で、前年より 0.66%（2 人）増加し、実雇用率は 2.20%となり前年と同率であった。

54 機関中 36 機関（66.7%）が法定雇用率を達成した。

【未達成機関】

山形市（特例認定）、上山市（特例認定）、南陽市、川西町、遊佐町（特例認定）、舟形町、戸沢村、長井市、飯豊町（特例認定）、小国町、東根市、尾花沢市、米沢市立病院、米沢市教育委員会、川西町教育委員会、尾花沢市教育委員会、大石田町教育委員会、置賜広域病院企業団 の 18 機関

（注）うち 6 機関は、その後の採用等により達成となっている。（P 6 参照）

(3) 山形県教育委員会（法定雇用率 2.4%の機関）（P 3, P 4 参照）

山形県教育委員会については、在職している障害者の数 163.5 人、実雇用率 2.32%、不足数 5.5 人となり法定雇用率未達成であった。

【未達成機関】

山形県教育委員会

（注）山形県教育委員会は、11 月 1 日現在において達成となっている。

2 独立行政法人等における雇用状況

○ 独立行政法人等（法定雇用率 2.5%）（P 3, P 8 参照）

独立行政法人等に雇用されている障害者の数は 27.0 人、実雇用率 2.49%であった。
3 法人中 2 法人が法定雇用率を達成した。

【未達成法人】

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構

（注）地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構は、10 月 1 日現在において達成となっている。

平成30年6月1日現在における障害者の雇用状況（総括表）

1 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.5% ※下段の平成29年6月1日現在は2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数／機関数	⑤ 達成割合
計	6,084.5 人 (6,119.0 人)	83.5 人 (76.0 人)	1.37 % (1.24 %)	1/2 (1/2)	50.0 % (50.0 %)
山形県 (特例認定)	5,667.5 人 (5,707.0 人)	72.5 人 (67.0 人)	1.28 % (1.17 %)		
山形県 警察本部	417.0 人 (412.0 人)	11.0 人 (9.0 人)	2.64 % (2.18 %)		
全国	337,872.0 人 (336,880.0 人)	8,244.5 人 (7,951.5 人)	2.44 % (2.36 %)	99/161 (108/158)	61.5 % (68.4 %)

(2) 市町村等の機関（法定雇用率2.5% ※下段の平成29年6月1日現在は2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数／機関数	⑤ 達成割合
山形県下の 市町村等の機関	13,800.5 人 (13,671.0 人)	303.0 人 (301.0 人)	2.20 % (2.20 %)	36/54 (43/50)	66.7 % (86.0 %)
全国	1,060,809.5 人 (1,130,049.5 人)	25,241.5 人 (25,859.0 人)	2.38 % (2.29 %)	1,663/2,368 (1,838/2,367)	70.2 % (77.7 %)

(3) 法定雇用率2.4%が適用される県等の教育委員会（法定雇用率2.4% ※下段の平成29年6月1日現在は2.2%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数／機関数	⑤ 達成割合
計	7,050.5 人 (7,175.5 人)	163.5 人 (166.5 人)	2.32 % (2.32 %)	0/1 (1/1)	0.0 % (100.0 %)
山形県 教育委員会	7,050.5 人 (7,175.5 人)	163.5 人 (166.5 人)	2.32 % (2.32 %)		
全国	665,709.0 人 (668,289.5 人)	12,670.0 人 (12,337.5 人)	1.90 % (1.85 %)	52/120 (66/115)	43.3 % (57.4 %)

2 独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率2.5% ※下段の平成29年6月1日現在は2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成法人の数／法人数	⑤ 達成割合
山形県下の地方 独立行政法人等 (国立大学法人 は含まれない)	1,086.0 人 (1,059.0 人)	27.0 人 (23.5 人)	2.49 % (2.22 %)	2/3 (2/3)	66.7 % (66.7 %)
全国	432,729.0 人 (429,408.5 人)	11,010.0 人 (10,225.0 人)	2.54 % (2.38 %)	240/348 (258/337)	69.0 % (76.6 %)

注1 1の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

注2 2の表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

注3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者（平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者）については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

注4 法定雇用率2.4%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

注5 各表下段の（ ）内は、平成29年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

注6 「地方独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

公的機関の各機関の状況

(1) 県の状況 (法定雇用率2.5%)

機関名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
計	6,084.5	83.5	1.37	68.5	
山形県 (特例認定)	5,667.5	72.5	1.28	68.5	特例認定あり (注4)
山形県警察本部	417.0	11.0	2.64	0.0	

※ 網掛け(塗りつぶし)の1機関が、平成30年6月1日現在で義務付けられている雇用率(2.5%)を達成していない未達成機関。

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者（平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者）については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 注4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧

認定地方機関 (A)	みなされることとなる機関 (B)	
山形県	山形県企業局	山形県病院事業局

※参考：平成29年6月1日現在の再点検結果 (法定雇用率2.3%)

機関名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
計	6,119.0	76.0	1.24	64.0	
山形県 (特例認定)	5,707.0	67.0	1.17	64.0	
山形県警察本部	412.0	9.0	2.18	0.0	

(2) 県の状況 (法定雇用率2.4%)

機関名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
計	7,050.5	163.5	2.32	5.5	
山形県教育委員会	7,050.5	163.5	2.32	5.5	(注4)

※ 網掛け(塗りつぶし)の1機関が、平成30年6月1日現在で義務付けられている雇用率(2.4%)を達成していない未達成機関。

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者（平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者）については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

注4 山形県教育委員会においては、11月1日現在において、障害者数170.5人、実雇用率2.42%、不足数0.0人となっている。

※参考：平成29年6月1日現在の再点検結果 (法定雇用率2.2%)

機関名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
計	7,175.5	166.5	2.32	0.0	
山形県教育委員会	7,175.5	166.5	2.32	0.0	

(3) 市町村等の状況 (法定雇用率2.5%)

機関名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
計	13,800.5	303.0	2.20	47.5	
山形市 (特例認定)	2,405.5	38.0	1.58	22.0	特例認定あり (注4)
上山市 (特例認定)	304.5	5.0	1.64	2.0	特例認定あり (注4)
天童市 (特例認定)	669.0	16.0	2.39	0.0	特例認定あり (注4)
中山町	95.0	2.0	2.11	0.0	
山辺町	100.0	3.0	3.00	0.0	
米沢市	483.0	12.0	2.48	0.0	
南陽市	162.0	3.0	1.85	1.0	(注5)
川西町	129.0	2.0	1.55	1.0	
高畠町 (特例認定)	240.0	6.0	2.50	0.0	特例認定あり (注4)
酒田市 (特例認定)	1,239.0	31.0	2.50	0.0	特例認定あり (注4)
遊佐町 (特例認定)	192.0	2.0	1.04	2.0	特例認定あり (注4)
庄内町 (特例認定)	380.0	11.0	2.89	0.0	特例認定あり (注4)
鶴岡市	840.0	23.0	2.74	0.0	
三川町 (特例認定)	86.0	2.0	2.33	0.0	特例認定あり (注4)
新庄市 (特例認定)	337.5	9.0	2.67	0.0	特例認定あり (注4)
舟形町	83.0	0.0	0.00	2.0	
鮭川村	68.0	1.0	1.47	0.0	
大蔵村	94.0	3.0	3.19	0.0	
金山町	121.0	4.0	3.31	0.0	
真室川町 (特例認定)	225.0	8.5	3.78	0.0	特例認定あり (注4)
戸沢村	52.5	0.0	0.00	1.0	
最上町	117.0	3.0	2.56	0.0	
長井市	248.5	5.0	2.01	1.0	(注5)
白鷹町 (特例認定)	153.5	4.0	2.61	0.0	特例認定あり (注4)
飯豊町 (特例認定)	231.5	4.0	1.73	1.0	特例認定あり (注4)
小国町	188.0	3.0	1.60	1.0	(注5)
村山市	263.0	9.5	3.61	0.0	
東根市	288.0	6.5	2.26	0.5	(注5)
尾花沢市	269.0	5.0	1.86	1.0	(注5)
大石田町	85.0	3.0	3.53	0.0	
寒河江市 (特例認定)	472.0	12.0	2.54	0.0	特例認定あり (注4)
河北町 (特例認定)	202.0	5.5	2.72	0.0	特例認定あり (注4)
西川町	123.5	3.0	2.43	0.0	
大江町	91.0	2.0	2.20	0.0	
朝日町	118.0	2.0	1.69	0.0	
米沢市立病院	335.0	7.0	2.09	1.0	
鶴岡市立荘内病院	303.5	7.5	2.47	0.0	
最上町立病院	42.0	1.0	2.38	0.0	
鶴岡市上下水道部	57.0	1.0	1.75	0.0	
米沢市教育委員会	128.0	2.0	1.56	1.0	(注5)
南陽市教育委員会	125.0	3.0	2.40	0.0	
川西町教育委員会	63.0	0.0	0.00	1.0	
鶴岡市教育委員会	224.5	5.0	2.23	0.0	
金山町教育委員会	41.0	2.0	4.88	0.0	
最上町教育委員会	41.0	1.0	2.44	0.0	
小国町教育委員会	41.5	3.0	7.23	0.0	
村山市教育委員会	97.0	3.5	3.61	0.0	
東根市教育委員会	61.0	1.0	1.64	0.0	
尾花沢市教育委員会	82.5	0.0	0.00	2.0	
大石田町教育委員会	44.0	0.0	0.00	1.0	
北村山公立病院組合	170.0	5.0	2.94	0.0	
置賜広域病院企業団	627.0	9.0	1.44	6.0	
置賜広域行政事務組合	87.0	2.0	2.30	0.0	
東根市外二市一町四立衛生処理組合	74.5	1.0	1.34	0.0	

※ 網掛け(塗りつぶし)の18機関が、平成30年6月1日現在で義務付けられている雇用率(2.5%)を達成していない未達成機関。

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員者数である。
- 注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者（平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者）については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 注4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧

認定地方機関（A）	みなされることとなる機関（B）		
山形市	山形市教育委員会	山形市上下水道部	山形市立病院済生館
上市市	上市市教育委員会		
天童市	天童市教育委員会		
酒田市	酒田市教育委員会	酒田市水道局	
遊佐町	遊佐町教育委員会		
庄内町	庄内町教育委員会		
三川町	三川町教育委員会		
新庄市	新庄市教育委員会		
真室川町	真室川町立真室川病院	真室川町教育委員会	
白鷹町	白鷹町教育委員会		
飯豊町	飯豊町教育委員会		
寒河江市	寒河江市教育委員会		
河北町	河北町教育委員会		
高畠町	高畠町教育委員会		

- 注5 南陽市においては、7月1日現在において、障害者数4人、実雇用率2.45%、不足数0.0人となっている。
長井市においては、11月15日現在において、障害者数6人、実雇用率2.41%、不足数0.0人となっている。
東根市においては、11月1日現在において、障害者数7人、実雇用率2.42%、不足数0.0人となっている。
尾花沢市においては、12月1日現在において、障害者数7人、実雇用率2.59%、不足数0.0人となっている。
米沢市教育委員会においては、11月1日現在において、障害者数4人、実雇用率3.07%、不足数0.0人となっている。
小国町においては、11月29日付けで特例認定決定となり、小国町教育委員会との合算により実雇用率2.60%、不足数0.0人となった。

※参考：平成29年6月1日現在の再点検結果（法定雇用率2.3%）

機関名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
計	13,671.0	301.0	2.20	21.0	
山形市（特例認定）	2,390.0	44.0	1.84	10.0	特例認定あり（注4）
上山市（特例認定）	305.5	7.0	2.29	0.0	特例認定あり（注4）
天童市（特例認定）	683.0	15.0	2.20	0.0	特例認定あり（注4）
中山町	95.0	2.0	2.11	0.0	
山辺町	106.0	4.0	3.77	0.0	
米沢市	483.0	12.0	2.48	0.0	
南陽市	165.0	3.0	1.82	0.0	
川西町	130.0	3.0	2.31	0.0	
高畠町（特例認定）	206.0	6.0	2.91	0.0	特例認定あり（注4）
酒田市（特例認定）	1,266.0	30.0	2.37	0.0	特例認定あり（注4）
遊佐町（特例認定）	188.0	4.0	2.13	0.0	特例認定あり（注4）
庄内町（特例認定）	371.5	10.0	2.69	0.0	特例認定あり（注4）
鶴岡市	851.0	21.0	2.47	0.0	
三川町（特例認定）	87.0	2.0	2.30	0.0	特例認定あり（注4）
新庄市（特例認定）	341.5	8.0	2.34	0.0	特例認定あり（注4）
舟形町	87.0	2.0	2.30	0.0	
鮭川村	70.0	1.0	1.43	0.0	
大蔵村	95.0	3.0	3.16	0.0	
金山町	118.0	3.0	2.54	0.0	
真室川町（特例認定）	215.0	4.0	1.86	0.0	特例認定あり（注4）
戸沢村	51.0	1.0	1.96	0.0	
最上町	111.0	1.0	0.90	1.0	
長井市	245.0	4.0	1.63	1.0	
白鷹町（特例認定）	155.5	3.0	1.93	0.0	特例認定あり（注4）
飯豊町（特例認定）	215.5	5.0	2.32	0.0	特例認定あり（注4）
小国町	173.5	3.0	1.73	0.0	
村山市	283.0	8.5	3.00	0.0	
東根市	288.0	6.5	2.26	0.0	
尾花沢市	278.0	4.0	1.44	2.0	
大石田町	88.0	3.0	3.41	0.0	
寒河江市（特例認定）	473.5	12.0	2.53	0.0	特例認定あり（注4）
河北町（特例認定）	203.5	5.0	2.46	0.0	特例認定あり（注4）
西川町	140.5	2.0	1.42	1.0	
大江町	95.0	2.0	2.11	0.0	
朝日町	118.0	3.0	2.54	0.0	
米沢市立病院	334.0	9.0	2.69	0.0	
鶴岡市立荘内病院	304.0	7.0	2.30	0.0	
鶴岡市上下水道部	58.0	1.0	1.72	0.0	
米沢市教育委員会	128.0	3.0	2.34	0.0	
南陽市教育委員会	121.0	3.0	2.48	0.0	
川西町教育委員会	72.0	1.0	1.39	0.0	
鶴岡市教育委員会	233.5	5.5	2.36	0.0	
小国町教育委員会	47.5	3.0	6.32	0.0	
村山市教育委員会	93.5	3.5	3.74	0.0	
東根市教育委員会	80.0	1.0	1.25	0.0	
尾花沢市教育委員会	80.5	0.0	0.00	1.0	
北村山公立病院組合	174.5	5.0	2.87	0.0	
置賜広域病院企業団	612.0	9.0	1.47	5.0	
置賜広域行政事務組合	84.5	1.0	1.18	0.0	
東根市外二市一町農立衛生処理組合	75.5	2.0	2.65	0.0	

独立行政法人等の状況

(1) 独立行政法人等の状況（法定雇用率2.5%）

法人名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
計	1,086.0	27.0	2.49	1.0	
公立大学法人 山形県立保健医療大学	52.0	1.0	1.92	0.0	
山形県公立大学法人	60.0	3.0	5.00	0.0	
地方独立行政法人 山形県・酒田市病院機構	974.0	23.0	2.36	1.0	(注4)

※ 網掛け(塗りつぶし)の1法人が、平成30年6月1日現在で義務付けられている雇用率(2.5%)を達成していない未達成法人。

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間勤務労働者である精神障害者（平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者）については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

注4 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構においては、10月1日現在において、障害者数24人、実雇用率2.46%、不足数0.0人となっている。

※参考：平成29年6月1日現在の再点検結果（法定雇用率2.3%）

法人名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
計	1,059.0	23.5	2.22	1.5	
公立大学法人 山形県立保健医療大学	50.0	1.0	2.00	0.0	
山形県公立大学法人	59.0	3.0	5.08	0.0	
地方独立行政法人 山形県・酒田市病院機構	950.0	19.5	2.05	1.5	

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%]
(45.5人 [50人] 以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%]
〔労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 5% [2. 3%]
(40人 [43.5人] 以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4% [2. 2%]
(42人 [45.5] 以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

①平成27年6月2日以降に採用された者であること。

②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。